浜松市商店街の活性化に関する条例をここに公布する。

平成20年3月21日

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市条例第39号

浜松市商店街の活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域のにぎわいづくり及び地域コミュニティの形成のために果たす役割の公益性にかんがみ、商店会への加入の促進を通じて商店街の活性化及び事業者、市民等が連携したまちづくりの推進を促し、もって地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等の店舗が集まり、又は連なっている地域をいう。
 - (2) 事業者 商店街において事業を営む者をいう。
 - (3) 商店会 商店街の活性化を目的として組織し、及び活動している事業者の団体で規則で定めるところにより市長に届け出たものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、商店会に加入するとともに、当該商店会の活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(商店会の責務)

- 第4条 商店会は、商店街の活性化に主体的に取り組むとともに、これを市民及び地域で活動する団体等と連携して行うよう努めなければならない。
- 2 商店会は、その組織の基盤及び活動を強化するため、事業者の加入の促進に努めなければならない。

(市の青務)

- 第5条 市は、商店会への加入の必要性について、事業者への周知に努めるものとする。
- 2 市は、商店会が実施する商店街の活性化のための取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民の協力)

- 第6条 市民は、商店会が実施する商店街の活性化のための取組が地域の発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、その取組に協力するよう努めなければならない。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。